

十日町市 医学生研修等受入促進支援事業

【事業概要】

本事業は、将来的な医師確保につなげることを目的に市内の医療機関で研修等を実施する医学生に対し、研修期間に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

1 補助対象者及び補助額等

1. 補助対象者

市内の医療機関において、研修等（※）を実施する医学生（※）

※研修等とは、医療機関において実践力を高めるための研修、実習、見学をいう。

※医学生とは、医学を履修する課程に在学する学生をいう。

2. 補助額

補助の区分	補助対象経費等	補助率等
研修費補助	(1) 医学生が医療機関で研修等を実施する期間に必要とする経費	ア 補助額 1,000円／日
宿泊費補助	(1) 医療機関で研修等を実施する医学生が負担する十日町市内での宿泊費 (2) (1)の額に対して出身大学又は他の公的な補助金等の交付がある場合は、当該補助金額を除いた経費を対象とする。	ア 補助率 10/10 イ 補助限度額 3,000円／日
研修大学補助	(1) 医学生の研修等を実施する大学が負担する十日町市内での経費	ア 補助率 1 / 2 イ 補助限度額 30万円

2 申請時等に必要な書類

- 医学生研修等受入促進支援事業補助金交付申請書
- 事業計画書（研修期間等を記載）
- 実績報告時には、研修等受入医療機関の長による確認書類及び宿泊施設の領収書が必要